

(例規 25)

陸幕人教第 441 号  
30. 6. 19

陸上総隊司令官  
各方面總監 殿  
各部隊長  
各機関の長

陸上幕僚長

簡易服の着用について (通達)

標記について、別添によるほか、平成 30 年 10 月 1 日から下記により実施されたい。

なお、陸幕人計第 175 号 (8. 6. 12) 「簡易服の着用について (通達)」は、平成 30 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

1 着用期間

陸上自衛官服装細則 (陸上自衛隊達第 24—8 号) 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、方面總監の定める冬用の制服の着用期間とする。

2 簡易服の着用統制

- (1) 駐屯地司令又は部隊等の長は、地域の特性及び威儀等の保持を考慮して必要な統制を行うものとする。
- (2) 簡易ジャンパーの左腕部分には、陸上自衛隊エンブレム「桜刀 (さくらかたな)」丸型又は別表に定める統制権者が定めるワッペンを着用できるものとする。

統制権者がワッペンの制式を定める場合は、関係する駐屯地の駐屯地司令に通知するものとし、別表の第 8 項の統制権者がワッペンの制式を定める場合は、あわせて直近上位の部隊長に報告するものとする。

ワッペンの規格及び着用要領は、別図に示すとおりとする。

- 3 廃止前の通達の別添、防人 1 第 849 号 (1. 2. 23) の別表に規定する簡易服は、本通達の規定にかかわらず、当分の間、これを着用することができる。

添付書類：防人服 (防) 第 291 号 (30. 6. 11)

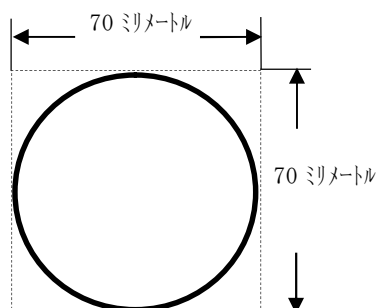
別 表

	部隊等	統制権者
1	陸上幕僚監部	陸上幕僚長
2	陸上総隊司令部及び同付隊	陸上総隊司令官
3	方面総監部及び同付隊	方面総監
4	師団司令部及び同付隊	師団長
5	旅団司令部及び同付隊	旅団長
6	団本部及び本部中（付）隊	団長
7	防衛大臣の直轄部隊	当該部隊長
8	上記以外の連隊、群、その他防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長及び団長の直轄部隊	
9	学校（自衛隊体育学校を含む。）	学校長
10	教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長
11	補給統制本部	補給統制本部長
12	補給処	補給処長
13	病院（自衛隊中央病院を含む。）	病院長
14	自衛隊地方協力本部	地方協力本部長

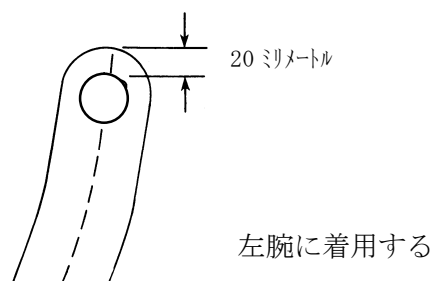
別 図

ワッペンの規格及び着用要領

規格（基準）



着用要領



防人服（防）第291号  
30.6.11

陸上幕僚長 殿

防衛大臣

簡易服の着用について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、簡易服の着用について（防人1第849号。1.2.23）は、廃止する。

記

- 1 簡易服（陸上自衛官が着用するセーター及びジャンパーをいう。以下同じ。）の規格は、別表のとおりとする。
- 2 セーターは、原則として屋内における事務、作業、教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に冬服上衣若しくは作業服上衣に代えて、又は妊婦服の上から着用することとする。
- 3 ジャンパーは、原則として屋外における作業、教育訓練及び営内生活並びに通勤・外出時に冬服上衣、作業服上衣若しくは作業外被に代えて、又は妊婦服の上から着用することとする。
- 4 簡易服は、儀式等の威儀を正すべき場合には、着用してはならない。
- 5 簡易服の両肩には、乙階級章を着用するものとする。
- 6 その他簡易服の着用に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長の定めるところによる。

添付書類：別表

## 簡易服の規格

セーター	地質	濃灰色の毛編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物とする。ただし、肩章及び当て布は、同色の化学繊維織物とする。	
	製式	襟	ハーフジップ又はフルジップとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を黒色のボタン1個で留める。
		前面	肩部の左右に当て布をつける。
		そで	長そでとする。下腕部の左右に当て布をつける。
形状は、付図のとおりとする。			
ジャンパー	地質	灰色の化学繊維織物とする。ただし、そで口は、同色の毛編物又は化学繊維編物とする。	
	製式	襟	立て襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、黒色のボタン1個で留める。
		前面	中央にファスナーをつける。両腰にポケットをつけ、ふたを面ファスナー各1個で留める。
		そで	長そでとし、左上腕部にペンさし・ファスナー付きポケット及び面ファスナーをつける。
形状は、付図のとおりとする。			

セーター

(前面)



(背面)



ジャンパー

(前面)



(後面)

